

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公開番号】特開2017-71919(P2017-71919A)

【公開日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-015

【出願番号】特願2015-198135(P2015-198135)

【国際特許分類】

E 04 F 13/08 (2006.01)

E 04 B 9/24 (2006.01)

【F I】

E 04 F 13/08 101 F

E 04 B 5/57 F

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月30日(2018.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本発明の保持材は、前述のように中央縦片部と、横片部と、内側縦片部と、外側縦片部と、支持部を有し、型鋼の下フランジに対して室内側から取付可能な構成である。この保持材は、型鋼の長さ方向に連続する長尺状でもよいが、後述する図示実施例のように所定長さ形成した部材を適宜間隔にて複数取り付けるようにしてもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

この型鋼4Cは、図3(c)に示すように縦方向に配されるウェブ44の両端(上下端)にフランジ46, 45を有するリップZ型鋼であって、先端に上向き片451を備える下フランジ45は図面右方へ延在している(上フランジ46は左方へ延在している)。

またこの例では、図3(d)に示す縦片部21cを前記図2における押さえ材2の縦片部21に比べて短く形成した小幅状の押さえ材2cを用いた。この押さえ材2cは、前記図2における押さえ材2とは異なり、型鋼4Cへの仮止め構成を有していないが、ビス2bを側方(図面の左方)から打ち込んで固定する点や建材板5の表面を押さえ片22にて押さえ保持する点などは同様である。